

「公印省略」

2 糸子第 4 9 9 号  
令和 2 年 5 月 1 4 日

認可保育所、認定こども園、小規模保育所  
保護者の皆様

糸島市長 月形 祐二  
(人権福祉部子ども課)

緊急事態宣言が解除された場合の家庭保育のお願い継続について

日頃より子ども・子育て支援活動に対し、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

報道にもありますように、現在、国においては、福岡県に対する緊急事態宣言の解除が検討されている状況です。

しかし、緊急事態宣言が解除された場合でも、感染リスクが急激に低減するわけではなく、再度感染が拡大することのないよう、特に大切なお子様のお預かりには最大限の注意を払う必要があります。

そこで、糸島市では緊急事態宣言が解除された場合も、保護者の皆様の家庭保育（登園自粛）のお願いを 5 月 3 1 日（日）まで継続することといたしました。

ご家庭での保育が可能な場合は、極力、家庭保育（登園自粛）へのご協力をお願いいたします。

記

#### 1 宣言解除後の登園自粛継続について

登園自粛継続期間：令和 2 年 5 月 3 1 日（日）まで

- ・登園自粛継続期間中は、登園を自粛した日数に応じて、保育利用料（0～2 歳児）の日割り減額も継続します。

【問い合わせ先】糸島市人権福祉部 子ども課 保育・幼稚園係  
TEL：092-332-2074 FAX：092-323-2344  
MAIL：kodomo@city.itoshima.lg.jp